



平成22年5月13日

各位

会社名 レンゴー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大坪 清  
(コード番号 3941 東証・大証第1部)  
問合せ先 広報部長 後藤 光行  
TEL. (03) 6716-7300

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について

当社は、平成19年6月28日開催の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」を導入いたしました。かかる対応方針については、導入後3年ごとに株主の皆様継続の是非をお諮りすることとされておりましたが、当社は、平成22年5月13日開催の当社取締役会において、平成22年6月29日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認が得られることを条件として、その内容を一部改定のうえで更新することを決定いたしましたので、お知らせいたします。（以下、かかる改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。）

なお、本対応方針の更新は、上記取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

### 1. 本対応方針導入の目的

当社グループは、明治42年（1909年）、わが国で初めて「段ボール」を世に送り出して以来、昨年、平成21年（2009年）に創業100周年を迎えました。この間、一世紀を超える長きにわたり「パッケージング・ソリューション・カンパニー」として、「包む」「装う」ことを通じてお客様の商品の価値を高め、「物の流れ」を最適化することで人びとの豊かな暮らしを支え社会に貢献してまいりました。

パッケージは時代を映す鏡として、お客様、そして社会との緊密なコミュニケーションと信頼関係があって初めて、本当の価値を生み出すことができますが、当社グループは、包装関連にその経営資源を集中させ、板紙から段ボールまでの強固な一貫生産体制を中心に、紙器や軟包装などの消費者包装分野から、幅広い産業を支える重包装に至るまで、グループ各社の持つ豊富な製品アイテム、長年にわたって蓄積したパッケージング・テクノロジー、国内はもちろん海外にも広がる生産から営業までのきめ細かいネットワークの総合力で、お客様にとっての「最適包装」をご提案し続けています。

また、リサイクルの優等生といわれ、古紙を主原料とする循環型で再生可能な地球環境にもやさしい包装材である段ボールを発祥とする当社は、「人にも、環境にもやさしく」との考え方を基本に、ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいパッケージ作りや、サプライチェーン全体を見据えた効率的で環境負荷も低いパッケージの開発、さらに大規模太陽光発電の導入など、地球環境を考えた省資源、省エネルギーへの取り組みも事業活動の

大きな柱としています。

当社グループが、次の100年もパッケージングのベストパートナーとしてお客様から常に選ばれる存在として、ますます多様化、高度化する包装ニーズに的確に応えながら、その使命を全うするためには、さまざまなステークホルダーとの信頼関係を重視すると共に、当社グループで働く者すべてが、自信と誇り、そして喜びを持って協力し合いながら生き活きと働いてこそ、そこから生まれるさまざまなソリューションにも人間の心がこもり、本当の価値が宿るパッケージが生まれるものと確信しています。

心に響き、環境にもやさしい最も効率的なパッケージを生み出す、他に類のない世界一のパッケージング・ソリューション・カンパニーを目指す当社グループにとって、企業活動を一段と推し進め、企業価値の持続的な拡大を目指していくためには、創業以来蓄積された専門知識、経験、ノウハウ、および国内外の顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた信頼の絆こそが大切であり、これらが毀損されることを未然に防ぐことが、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると考えます。

こうした中、わが国の経営環境等の変化を背景に、今後、株主・投資家等に十分な情報開示がなされることなく、突如として当社株式に対する大規模買付行為が強行されることも予想されます。

当社取締役会は、大規模買付行為（2. に定義されます。以下同じ。）を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者（2. に定義されます。以下同じ。）の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、前述のような当社の経営の特質を考慮すると、大規模買付行為が当社ならびに当社のステークホルダーに与える影響や大規模買付者の経営方針や事業計画等によっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれる可能性も否定できません。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そこで、当社は、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、以下のとおり、本対応方針に基づき定める大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を改定することといたしました。

なお、平成22年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付行為の具体的提案を受けている事実はありません。

## 2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行

うための期間を設け、かかる期間が経過した後に限り大規模買付行為が開始される、というものです。

なお、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（買付け等その他の取得、買付け等その他の取得の申込みまたは売付け等その他の処分の申込みの勧誘を含みます。以下同じとします。）もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為またはこれらに類似する行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な方法の如何を問いません。）をいい、また、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとする者をいうものとします。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

#### （1）大規模買付情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。なお、大規模買付情報の項目の一部は、別紙2に記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容および態様等によって異なり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「意向表明書」を日本語でご提出いただくこととします。意向表明書には、①大規模買付者の名称および住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要、⑥大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の数、⑦特定株主グループに該当する者のリスト、ならびに⑧大規模買付ルールに従う旨の誓約等を記載していただきます。

この意向表明書の受領後10営業日（初日不算入）以内に、当社取締役会は、当初提出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提出していただいた情報のみでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断したときには、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、開示いたします。

また、意向表明書および当社取締役会に提出された大規模買付情報は、直ちに、当社取締役会から後述の独立委員会に対し提供されるほか、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断した時点で、その全部または一部を開示いたします。

#### （2）当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った日を起算日として、原則として90日間を、当社取締役会による評価・検討、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。なお、延長された場合には、延長後の期間とします。）として確保し、大規模買付行為は、取締役会評価期間が経過するまで開始されてはならないものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を受けなが

ら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、開示します。また、必要に応じて、当社取締役会として株主の皆様へ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための代替案を提示することもあります。

ただし、当社取締役会は、取締役会評価期間中に取締役会としての意見を形成するに至らない場合には、合理的な範囲内（原則として、30日を上限とします。）で取締役会評価期間を延長することができるものとします。なお、当社取締役会は、かかる延長を決定した場合には、速やかにその旨ならびに延長の期間および理由を開示いたします。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合であり、かつ、対抗措置をとることが相当であると認められる場合（以下、「発動事由（1）」といいます。）には、具体的な大規模買付行為の方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下、「対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的な対抗措置については、当社取締役会がその時点で相当と判断したものを選択することになります。なお、具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙3に記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条項などを設けることがあります。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめ、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置をとることが相当であると認められる場合（以下、「発動事由（2）」といい、発動事由（1）と併せて「発動事由」と総称します。）には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合に該当するものと考えます。

- ① 大規模買付者が真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社の株券等を当社および当社関係者に引き取らせる目的で、当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要

知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要顧客や取引先を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合

- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うこと。）等、当社株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、当社株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の価額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません。）が、当社の本源的価値に照らして不十分または不適当なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの関係を損なうこと等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧ 大規模買付者が反社会的勢力であるなど公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

#### 4. 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

##### (1) 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付行為が発動事由に該当するか否か、および大規模買付行為に対し一定の対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務または会社の経営に精通している社外有識者等の中から選任されるものとします。なお、本対応方針の更新時における独立委員会の各委員の略歴につきましては、別紙4をご参照ください。

##### (2) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、大規模買付行為が発動事由に該

当するか否かを判断し、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会から上記勧告のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付行為が発動事由に該当するか否かを判断し、最終的に対抗措置の発動の是非を決定するものとします。

また、当社取締役会は、①独立委員会が対抗措置の発動等に関して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、または、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様を確認することができるものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

### （３）対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が上記（２）記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、具体的事情を提示したうえで、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、当該対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと最終的に判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を中止または撤回するものとします。

## 5. 株主および投資家の皆様に与える影響等

### （１）本対応方針の更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の更新時には、新株予約権無償割当て等を行いません。したがって、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

### （２）対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被

るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付者については、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないように予め注意を喚起するものです。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、当該決定に際して割当期日を定め、これを公告いたします。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、当社の書式による一定の誓約書をご提出いただいたうえ、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。ただし、当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することがあり、この場合、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）は、原則として、新株予約権を行使するための財産の出資を行うことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領することになります。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

## 6. その他

当社は取締役の任期を1年としておりますところ、本定時株主総会において本対応方針の更新が承認された場合、平成23年以降、毎年、定時株主総会において上程される当社取締役の選任議案には、各取締役候補者の本対応方針に関する賛否を記載することといたします。かかる定時株主総会終結後最初に開催される取締役会において、株主の皆様より選任された取締役が本対応方針の更新または廃止の決議を行い、決議結果を速やかに株主および投資家の皆様へ開示することといたします。これにより、今後の本対応方針の更新または廃止について、取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、毎年、株主の皆様の意思が反映されることとなります。

これに加え、当社は、3年ごとに、本対応方針の更新または廃止について、定時株主総会の議案として上程することにより、直接、株主の皆様に対し、本対応方針の継続の是非をお諮りしてまいります（サンセット条項）。

また、当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、金融商品取引法または各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定・改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に代わる別途の対応方針の導入も含め、適切な措置を適宜講じてまいります。

- (注1) 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- (注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な大規模買付行為の方法に応じて、  
(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されます。）または(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合および株券等所有割合の算出にあたっては、当社は、その合理的な裁量において、適宜、大量保有報告書、公開買付届出書、有価証券報告書、四半期報告書、自己株券買付状況報告書等に依拠できるものとします。
- (注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

以 上

(別紙1)

当社の大株主の状況

平成22年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです(千株未満は切捨て)。

氏名または名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1-8-11	45,417	16.76
日本マスタートラスト信託銀行(株)	東京都港区浜松町2-11-3	18,805	6.94
(株)日本製紙グループ本社	東京都千代田区一ツ橋1-2-2	13,197	4.87
(株)三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	9,562	3.53
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2-7-9	9,436	3.48
資産管理サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1-8-12	8,008	2.95
三井住友海上火災保険(株)	東京都中央区新川2-27-2	7,805	2.88
住友生命保険(相)	東京都中央区築地7-18-24	7,300	2.69
住友商事(株)	東京都中央区晴海1-8-11	7,264	2.68
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1-13-2	5,965	2.20
計	—	132,762	48.98

以 上

(別紙2)

## 大規模買付情報

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の概要（具体的名称、資本構成、財務内容、過去の類似取引に関する情報を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性・実現可能性、関連取引の仕組みを含む。）
- ③ 大規模買付行為に際しての特定株主グループまたは第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、資金調達の前提条件その他の条件、担保設定契約その他資金調達に関連する契約または取引の内容を含む。）
- ⑤ 既に保有する当社株券等に関する担保設定状況および今後買い付ける当社株券等に関する担保設定の予定（予定している担保設定の方法および内容を含む。）
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画および配当・資本政策
- ⑦ 当社および当社グループの顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無および変更する場合にはその内容
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反がある場合には、それを回避するための具体的方策

以 上

(別紙3)

## 新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主およびその割当方法  
当社取締役会で定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。また、当社が株式分割または株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数  
割当日における当社の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株あたり1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件  
大規模買付者、その共同保有者およびその特別関係者、これらの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けまたは承継した者、これらの者の関連者（親会社、子会社、兄弟会社および協調して行動する者として取締役会が認めた者を含む。以下、本項に基づき新株予約権を行使することができない者を総称して「非適格者」という。）は、一定の例外的事由<sup>1</sup>が存する場合を除き、新株予約権を行使できない。

---

<sup>1</sup> 具体的には、(x)大規模買付者が新株予約権無償割当ての決議後に大規模買付行為を中止もしくは撤回または爾後大規模買付行為を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)特定株主グループの議決権割合（ただし、議決権割合の計算にあたっては、特定株主グループ以外の非適格者についても特定株主グループとみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者議決権割合」という。）が、(i)当該大規模買付行為の前における非適格者議決権割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることが定められることが予定されている。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとする。

7. 取得条項

当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者(ただし、非適格者を除く。)に対して、当社が新株予約権を取得するのと引換えに、新株予約権1個あたり当社普通株式1株を上限として交付することができるものとする。

また、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 本概要は、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する取締役会において変更され得るものとする。

以 上

(別紙4)

### 独立委員会の委員の略歴

本対応方針の更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

辻本 健二 (つじもと けんじ)

#### 【略歴】

昭和22年生まれ  
昭和45年 3月 神戸大学経済学部卒  
昭和45年 4月 生産性関西地方本部 (現 (財)関西生産性本部) 入局  
平成9年 3月 同理事就任  
平成13年 5月 同専務理事就任 現在に至る  
平成18年 6月 当社監査役就任 現在に至る

- ※ 辻本健二氏は社外監査役であります。
- ※ 辻本健二氏と当社との間には特別な利害関係はありません。また、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所および大阪証券取引所に届け出ております。

田端 晃 (たばた あきら)

#### 【略歴】

昭和34年生まれ  
昭和56年 3月 慶應義塾大学法学部卒  
平成4年 4月 弁護士登録  
平成10年 4月 田端法律事務所開設  
(平成14年に弁護士法人田端綜合法律事務所へ組織変更し、現在に至る)

- ※ 田端晃氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

藤野 正純 (ふじの ただずみ)

#### 【略歴】

昭和28年生まれ  
昭和51年 3月 大阪市立大学商学部卒  
昭和56年 3月 公認会計士登録  
公認会計士藤野正純事務所開設 現在に至る  
昭和56年 6月 税理士登録  
税理士藤野正純事務所開設 現在に至る

- ※ 藤野正純氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

以 上